

瀬戸内財第 73 号
平成21年5月25日

入札参加資格審査申請者各位

瀬戸内市長職務代理者
瀬戸内市副市長 日下英男
(公印省略)

市発注建設工事に係る格付け点数区分の見直しのお知らせ
及び営業所許可関係調書・名簿等の提出依頼について

平素は瀬戸内市の建設行政につきまして格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成20年4月に経営事項審査制度が大幅に改正されたことに伴い各社の審査評定値が大幅に変動していることから、適正な工事発注を期するため、市発注建設工事に係る格付け点数区分の範囲を見直すこととなりました。平成21年度の競争入札においては、この見直した点数区分の格付により入札参加者の選定を行なうこととなりますのでお知らせします。

また、最新の営業所許可関係調書・名簿等の提出をいただき工事契約及び現場配置技術者等の確認資料として用いますので、提出方よろしくお願いいたします。

記

1 見直し後の格付表（平成21年度6月以降適用分）

「瀬戸内市建設工事請負契約競争入札参加資格に関する要綱」別表のとおり

2 営業所許可関係調書・名簿等の提出について

（提出の対象者は、市内設置の本社・支店・営業所とします。）

営業所許可等調書、役員等・専任技術者・技術者名簿（別添様式1～4）を作成の上、平成21年6月19日（金）までに企画財政部 財政課へ提出（郵送可）頂きますようお願いいたします。

パソコン入力用の様式が必要な方は、瀬戸内市ホームページの入札・契約から、営業所許可等調書（様式1）、役員等名簿・使用人数（様式2）、専任技術者名簿（様式3）、技術者名簿（様式4）をダウンロードしてください。

3 周知・留意事項

制限付一般競争入札の試行について

- ・指名競争入札（市から指名対象者に指名を通知する方法）とは異なり、制限付一般競争入札参加資格者が入札の公告、財政課及び市ホームページで閲覧を行ない、参加資格要件を満たし入札参加する場合に、参加申請に基づいて執行する入札です。入札情報は、入札の公告、財政課及び市ホームページで閲覧となりますので、日ごろから情報確認をされますよう周知します。

入札参加資格審査申請書、営業所許可等調書、役員等・専任技術者・技術者名簿（別添様式1～4）の変更届

- ・既に申請済みの入札参加資格審査申請書、今回提出を願う営業所許可等調書、役員等・専任技術者・技術者名簿（別添様式1～4）の内容が変更となった場合は、変更事項の内容及び関係添付書類(資格証明等)の写しを添付して、必ず変更届を提出してください。（許可申請、変更・廃業届等、役員・技術者の変更・新規雇用による追加・退職による減員等）
- ・変更届が提出されていない場合、指名停止基準に基づき指名停止となる場合がありますので留意してください。

市内既設置の支店または営業所の指名の取扱い

- ・準市内業者扱いの支店または営業所の指名の取扱いは、市内業者扱いとは指名回数が異なる随意指名とします。

工事施工現場の安全管理の徹底

- ・受注工事現場の安全管理措置が不適切であり公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき、工事関係者に死亡者や負傷者を生じさせたと認められるとき等、指名停止基準に該当する場合は指名停止となりますので、工事施工現場の安全管理措置徹底に留意してください。

現場代理人及び主任技術者等の配置

- ・現場代理人は、請負人の代理人的な役割や職務を担う役割ではありますが資格の有無についての条件はありません。しかし、工事請負契約により現場常駐となるため専任同様に、他の工事現場の現場代理人、主任技術者等いずれも兼務することはできません。
- ・現場代理人は直接的雇用関係にあることを要件とします。（健康保険証等での雇用確認を必要とします。ただし、3ヶ月以上の雇用までは問いません。）
- ・一人の技術者等が同一工事の現場代理人と主任技術者等を兼務することは可能ですが、兼務した場合は現場常駐となることから、他の工事現場の現場代

理人、主任技術者等いずれも兼務することはできません。

- ・ 請負金額（税込）2,500 万円（建築一式工事の場合 5,000 万円）未満の場合 一人の技術者等が現場代理人と主任技術者を兼務しない場合は、他の工事の主任技術者として兼務することが可能です。
- ・ 請負金額（税込）2,500 万円（建築一式工事の場合 5,000 万円）以上の場合 一人の技術者等が現場代理人と専任を要する工事の主任技術者または監理技術者の兼務は可能です。また、専任を要する工事の主任技術者または監理技術者は、技術者であることの名札又は腕章等の着用及び入札執行日以前に、直接的かつ恒常的（3ヶ月以上）雇用関係にあることを、厳正に確認することとします。（監理技術者資格者証または健康保険証等での雇用確認をします。）

営業所の専任技術者の配置

- ・ 営業所の専任技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められており、原則として工事現場に配置（技術者や一般作業員としても）することはできません。

【注】特例として、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、当該営業所において営業所専任技術者である者が、当該工事の現場における主任技術者等となった場合についても、「営業所に常勤して専らその職務に従事」しているものとして取扱うこととされています。しかし、これは例外的に承認されることで、十分留意してください。

- ・ 請負金額（税込）2,500 万円（建築一式工事の場合 5,000 万円）未満の場合 専任を要しない工事の主任技術者になることは、特例として可能ですが、現場代理人と兼務することはできません。
- ・ 請負金額（税込）2,500 万円（建築一式工事の場合 5,000 万円）以上の場合 現場代理人及び専任を要する工事の主任技術者または監理技術者にはなれません。

下水道工事の推進工事技士の配置

- ・ 下水道工事において推進工事作業中は、推進工事技士の資格を有する者（元請又は下請を問わない）を現場に常駐配置することを要件とします。

入札辞退届の提出

- ・ 指名通知のあった工事において、主任技術者等が不足し適正な配置ができない場合は契約締結ができないので、入札執行日までに入札を辞退する旨の入

札辞退届を提出してください。

入札執行時の誓約書の提出

- ・ **誓約書**の提出については、既に提出を求めているところですが、**入札案件ごとに誓約書を持参し提出**願います。また、代理人に委任する場合は**委任状**を併せて提出願います。

落札決定から契約締結までの期限

- ・ **落札決定の日から、14日以内に契約書を作成し契約締結**してください。

「瀬戸内市建設工事請負契約競争入札参加資格に関する要綱」別表（第6条関係）

種別	点数区分	級別業者
土木一式工事	1,000点以上	AA
	780点以上1,000点未満	A
	710点以上780点未満	B
	630点以上710点未満	C
	550点以上630点未満	D
	550点未満	E
建築一式工事	1,000点以上	AA
	780点以上1,000点未満	A
	710点以上780点未満	B
	630点以上710点未満	C
	630点未満	D
とび・土工・コンクリート、電気、管、鋼構造物、塗装、機械機器設置工事(交通安全工事を除く。)	780点以上	A
	710点以上780点未満	B
	630点以上710点未満	C
	630点未満	D
その他の建設工事(交通安全工事を含む。)	780点以上	A
	710点以上780点未満	B
	630点以上710点未満	C
	630点未満	D

問い合わせ先 瀬戸内市役所 企画財政部 財政課 ()0869-22-3906